

事 務 分 掌

〔消防本部〕

(1) 総 務 課

- (1) 所属署内の行政情報の統括、共有、調整及び市民への発信に関すること。
- (2) 消防業務に関する総合的企画立案に関すること。
- (3) 組織及び人事に関すること。
- (4) 消防職員の教養、研修及び福利厚生に関すること。
- (5) 儀式及び表彰に関すること。
- (6) 予算及び経理に関すること。
- (7) 公印の保管に関すること。
- (8) 文書及び物件の收受並びに発送に関すること。
- (9) 例規等の制定及び改廃に関すること。
- (10) 消防の統計及び広報に関すること。
- (11) 消防の沿革記録に関すること。
- (12) 消防職員委員会に関すること。
- (13) 急患へりに関すること。
- (14) 庁舎の維持管理、備品の收受及び保管に関すること。
- (15) 職員の給料に関すること。
- (16) 給与、貸与品に関すること。
- (17) 消防応援協定に関すること。
- (18) 消防団の組織に関すること。
- (19) 消防団員の人事、研修及び福利厚生に関すること。
- (20) 消防団の儀式及び表彰に関すること。
- (21) 消防団員等の公務災害補償に関すること。
- (22) 消防団の施設等の維持管理に関すること。
- (23) その他消防団事務に関すること。
- (24) 事務処理の調整に関すること。
- (25) 他課の所管に属さないこと。

(2) 警 防 課

- (1) 警防業務、救助業務及び救急業務に係る企画立案に関すること。
- (2) 火災その他の災害の予防警戒に関すること。
- (3) 救急及び救助に関すること。

- (4) 消防水利に関すること。
- (5) 消防技術の研究及び指導に関すること。
- (6) 消防機械器具及び救助資機材の管理運用に関すること。
- (7) 自主防災組織及び自衛消防隊の指導育成に関すること。
- (8) 消防団員の訓練指導及び消防団との連絡調整に関すること。
- (9) 救急資機材の管理に関すること。
- (10) 救急活動の記録に関すること。
- (11) 救急隊員の指導及び訓練に関すること。
- (12) 応急手当等の普及啓発及び講習に関すること。
- (13) 救急相談及び救急指導に関すること。
- (14) 医療機関等との連絡調整に関すること。
- (15) メディカルコントロール協議会に関すること。
- (16) 警防統計、救急統計及び救助統計に関すること
- (17) その他警防事務に関すること。

(3) 通 信 課

- (1) 消防通信の運用及び通信統制に関すること。
- (2) 火災等の災害受信及び出動指令並びに非常招集に関すること。
- (3) 消防通信施設の維持管理に関すること。
- (4) 気象観測及び気象情報に関すること。
- (5) 火災警報の広報に関すること。
- (6) 災害関係情報の収集及び伝達に関すること。
- (7) 消防緊急情報システムの企画及び運営管理に関すること。
- (8) その他通信事務に関すること。

(4) 予 防 課

- (1) 予防業務の企画立案に関すること。
- (2) 建築物許可等の同意事務に関すること。
- (3) 防火管理者の講習及び指導育成に関すること。
- (4) 防災物品の規制に関すること。
- (5) 消防用設備等の着工、設置、検査及び指導に関すること。
- (6) 予防査察、違反對象物の是正及び告発等に関すること。
- (7) 火災の原因調査に関すること。
- (8) たき火又は喫煙の制限区域の指定に関すること。
- (9) 火災警報の発令及び解除に関すること。
- (10) 防火委員会に関すること。

- (11) 幼年消防、少年消防及び婦人防火クラブの指導育成に関する事。
- (12) 消防用設備等の法令適合証明に関する事。
- (13) 消防用設備等の点検報告等の届出に関する事。
- (14) 消防設備士の指導育成に関する事。
- (15) 火災、予防統計及び報告に関する事。
- (16) 予防関係各種届出に関する事。
- (17) 火災報告に関する事。
- (18) り災証明等に関する事。
- (19) その他火災予防事務に関する事。
- (20) 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する事。
- (21) 危険物製造所等の設置、変更許可及び完成検査に関する事。
- (22) 予防規程の認可に関する事。
- (23) 危険物製造所等の点検に関する事。
- (24) 危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指導育成に関する事。
- (25) 指定可燃物及び指定数量未満の危険物等の火災予防措置に関する事。
- (26) 高圧ガス、火薬類、毒劇物等の火災予防措置に関する事。
- (27) 液化石油ガスの設備工事に関する事。
- (28) 危険物施設等の違反処理に関する事。
- (29) 危険物統計に関する事。
- (30) その他危険物事務に関する事。

〔消防署〕

(1) 総務班

- (1) 所属署内の行政情報の統括、共有、調整及び市民への発信に関する事。
- (2) 公印の管守に関する事。
- (3) 例規等文書の発送、收受及び処理並びに保管に関する事。
- (4) 職員の教養及び研修派遣に関する事。
- (5) 消防統計及び広報に関する事。
- (6) 休暇等に関する事。
- (7) 事務処理の調整に関する事。
- (8) 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (9) 消防表彰に関する事。
- (10) 消防施設等の維持管理、備品の保管に関する事。

- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 他の班の所管に属さない事項

(2) 警 防 救 助 班

- (1) 消防相互応援協定に関すること。
- (2) 火災その他災害の予防警戒に関すること。
- (3) 消防地理、水利に関すること。
- (4) 警防計画及び訓練に関すること。
- (5) 消防機器及び救助資機材の管理運用に関すること。
- (6) 自主防災組織自衛消防隊の指導育成に関すること。
- (7) 警防統計に関すること。
- (8) 警防救助活動の記録に関すること。
- (9) 消防隊員及び救助隊員の訓練に関すること。
- (10) 一般住宅、乾燥施設及び独居老人等の防火指導に関すること。
- (11) 消防団の訓練指導に関すること。
- (12) 消防隊及び救助隊の運用に関すること。
- (13) その他警防救助事務に関すること。

(2) 救 急 班

- (1) 救急資機材の管理に関すること。
- (2) 救急隊の指導及び訓練に関すること。
- (3) 救急隊の運用に関すること。
- (4) 救急活動の記録に関すること。
- (5) 応急手当等の普及啓発に関すること。
- (6) その他救急事務に関すること。

(3) 通 信 班

- (1) 消防広報に関すること。
- (2) 災害地点調査及び情報入力に関すること。
- (3) 気象及び災害等の情報並びに救急及び救助の情報に関すること。
- (4) 非常招集の運用に関すること。
- (5) 火災等の災害、救急及び救助事故の受信に関すること。
- (6) その他通信事務に関すること。

(4) 予 防 班

- (1) 防火管理者の指導育成に関する事。
- (2) 消防用設備等の指導に関する事。
- (3) 予防査察、違反対象物の是正及び告発等に関する事。
- (4) 火災の調査に関する事。
- (5) 幼年消防、少年消防及び婦人防火クラブの指導育成に関する事。
- (6) 予防広報に関する事。
- (7) 火災、その他災害の予防に関する事。
- (8) 消防設備士の指導育成に関する事。
- (9) 火災、予防統計及び報告に関する事。
- (10) 消防用設備等の点検報告等の届出に関する事。
- (11) 予防関係各種届出に関する事。
- (12) り災証明等に関する事。
- (13) その他予防事務に関する事。

(5) 危険物班

- (1) 危険物製造所等の指導及び予防査察に関する事。
- (2) 危険物製造所等の立入検査及び命令等に関する事。
- (3) 危険物取扱者の指導育成に関する事。
- (4) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の火災予防措置に関する事。
- (5) 高圧ガス、火薬類、毒劇物等の火災予防措置に関する事。
- (6) 危険物施設等の違反処理に関する事。
- (7) 危険物統計に関する事。
- (8) その他危険物事務に関する事。